

令和 8 年 9 月 2 9 日

件 名	借金返済名目で現金を要求した暴力団幹部に中止命令を発出
被命令者	住 所 岡山県津山市安井 職 業 無職（指定暴力団六代目山口組三代目杉本組幹部） ふりがな ふじもと けいぞう 氏 名 藤 本 桂 三 5.2 歳 （男性）
発出月日	令和 8 年 9 月 2 9 日（火）
命 令 者	岡山西警察署長
対象行為	不当贈与要求行為（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 9 条第 2 号）
事案概要	藤本は、関係者男性（岡山市北区、建設作業員、24 歳）と共謀し、令和 8 年 6 月 5 日から同月 13 日までの間、前記藤本に対して長年にわたり借金の返済を続けていた A さん（県南部、30 歳代、女性）に対し、債権譲渡を装って、「借り換えしてもらってこっちの分は精算してもらわんと困る」「俺も上の人から言われとるけん」「俺の顔立ててくれんと困るで」「俺の顔潰すなよ」などと威迫し、額面 100 万円の借用書を作成させるなどし、指定暴力団の威力を示して借金返済名目に金品その他の財産上の利益の贈与を要求したもの